

建築確認・検査申請手数料

表1 建築確認・検査申請

(非課税単位:円)

	確認審査 ※1~※6 ※12※13※18	特定中間	完了検査 ※10※14 ※15※19	完了検査 (中間がある場合)	仮使用認定		
					一般 ※7※8	外構未完成※9 既存建築物除却	
A ≤ 100	法6条の4該当	21,000	20,000	23,000	20,000	62,000	62,000
	特例なし	30,000	24,000	32,000	30,000		
	構造計算あり	60,000					
100 < A ≤ 200	法6条の4該当	28,000	25,000	29,000	27,000	87,000	68,000
	特例なし	40,000	34,000	38,000	35,000		
	構造計算あり	98,000					
200 < A ≤ 500	法6条の4該当	39,000	30,000	44,000	42,000	120,000	89,000
	特例なし	72,000	55,000	59,000	58,000		
	構造計算あり	120,000					
500 < A ≤ 1,000	150,000	90,000	130,000	120,000	180,000	160,000	
1,000 < A ≤ 2,000	200,000	130,000	150,000	140,000		180,000	
2,000 < A ≤ 3,000	280,000	160,000	200,000	190,000	250,000	230,000	
3,000 < A ≤ 4,000	330,000	170,000	220,000	210,000		250,000	
4,000 < A ≤ 5,000	390,000	190,000	250,000	240,000		280,000	
5,000 < A ≤ 6,000	460,000	220,000	270,000	260,000		300,000	
6,000 < A ≤ 8,000	480,000	230,000	290,000	280,000		320,000	
8,000 < A ≤ 10,000	500,000	240,000	320,000	310,000		350,000	
10,000 < A ≤ 20,000	580,000	300,000	350,000	340,000		380,000	
20,000 < A ≤ 50,000	740,000	340,000	440,000	430,000		470,000	
50,000 < A ≤ 100,000	1,250,000	620,000	760,000	740,000		790,000	
100,000 < A	1,600,000	850,000	950,000	940,000		980,000	
昇降機 (エレベーター等※16)	22,000	/	27,000	計画変更 10,000			
昇降機 (ホームエレベーター等※17)	18,000		22,000	計画変更 9,000			
工作物	25,000		24,000	計画変更 11,000			
令138条第2項、第3項 (遊戯施設等)	※11		※11	計画変更※11			
令138条第3項2号	※11		※11	計画変更※11			

- ※ ワンクリアー倶楽部会員で、建築確認申請提出時に加算依頼書を添付することで、確認申請手数料にワンクリアーポイントが加算されます。電子申請の場合はプラス500ポイント加算します。
- ※1 用途変更については、当該用途変更に係る部分を申請面積として算定します。
- ※2 既存建築物への遡及適用等がある建築の場合は、当該部分の床面積を加算して算定します。
- ※3 大規模の修繕、大規模の模様替えは、計画部分の床面積の 1 / 2 に該当する面積で算定します。
- ※4 申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法(以下「Exp.J等」という。)で接している建築物の部分も同様)に係る申請は、表2の延べ面積区分により算出した額を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算します。なお、混構造の場合も準ずる。

- ※5 法第6条の3「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)」を適用する申請は、表3の延べ面積区分により算出した額をExp.J等で接している建築物の部分ごとに加算します。
- ※6 建築物の計画変更は、変更に係る部分の面積の1/2に該当する部分の床面積(床面積が増加する変更は、当該床面積を加算する。)で算定します。なお、算定した面積が30㎡以内の場合は、手数料12,000円とします。
- ※7 仮使用認定(一般)については、仮使用対象部分の面積とします。
- ※8 仮使用認定(一般)の完了検査は、通常的面積区分(仮使用部分含む全体面積)の手数料とします。
- ※9 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)については、仮使用する棟の床面積に基づく完了検査手数料に、30,000円を加算します。
- ※10 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)についての完了検査手数料は、一律の30,000円とします。
- ※11 別途協議により算出します。
- ※12 表4に該当する審査を要する場合は、該当項目の額を加算します。
- ※13 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合、500㎡以内は3,000円、500㎡超は10,000円減額します。
- ※14 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査は表5-1の手数料を加算します。
- ※15 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の審査を要する場合は、表5-2の手数料を加算します。
- ※16 エレベーター等とは、4人乗り以上のもの、及びエスカレーターをいう。
- ※17 ホームエレベーター等とは、3人乗り以下のエレベーターを含み、小荷物専用昇降機、段差解消装置をいう。また、段差解消装置について告示仕様の場合はエレベーター等の手数料とします。
- ※18 既存建築物が構造不適格であり構造耐力の審査を要する場合は200㎡以内は20,000円、200㎡超え500㎡以内は30,000円、500㎡超えは50,000円加算します。
- ※19 完了検査手数料について、直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合、500㎡以内は30,000円、500㎡超は50,000円、昇降機及び工作物は10,000円加算します。
- ※20 その他特殊事情は、別途協議により算出します。

表2 構造別棟加算 ※4、※13

$A \leq 500$	50,000	<p>※4 計算例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> </div> <p style="text-align: center;">Exp. J</p> <p>別棟 2棟 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>手数料計算 確認審査延べ面積 + (構造計算上の棟数 - 1) × 加算額 = 手数料 280,000 + (2 - 1) × 90,000 = 370,000</p>
$500 < A \leq 1,000$	70,000	
$1,000 < A \leq 10,000$	90,000	
$10,000 < A$	150,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表3 ルート2基準審査加算 ※5、※13

$A \leq 1,000$	120,000	<p>※5 計算例(ルート2+ルート2)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート2</div> </div> <p style="text-align: center;">Exp. J</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造別棟加算の合計+棟1のルート2加算+棟2のルート2加算=手数料 370,000 + 180,000 + 120,000 = 670,000</p>
$1,000 < A \leq 2,000$	180,000	
$2,000 < A \leq 10,000$	210,000	
$10,000 < A \leq 50,000$	250,000	
$50,000 < A$	420,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表4 特殊検討加算 ※12、※13

避難安全検証法	$A \leq 2,000$	40,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000
	$10,000 < A$	80,000
耐火・防火区画検証法	$A \leq 2,000$	40,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	60,000
	$10,000 < A$	80,000
特定天井	$200 < A \leq 500$	70,000
	$500 < A \leq 1,000$	110,000
	$1,000 < A$	150,000
防災計画書	$A \leq 2,000$	60,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	100,000
	$10,000 < A$	150,000

(単位m²) (非課税単位:円)

表5-1 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査割り増し手数料 ※14

床面積	工場等	工場等以外
$A < 2,000$	20,000	35,000
$2,000 < A \leq 3,000$	26,000	45,000
$3,000 < A \leq 4,000$	29,000	50,000
$4,000 < A \leq 5,000$	33,000	60,000
$5,000 < A \leq 10,000$	42,000	75,000
$10,000 < A \leq 20,000$	50,000	85,000
$20,000 < A \leq 50,000$	60,000	100,000
$50,000 < A$	別途見積	別途見積

(単位m²) (非課税単位:円)

表5-2 省エネ適合性判定を要した建築物の軽微な変更【ルートB】の完了検査割り増し手数料 ※15

床面積の合計	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 1,000$	15,000	25,000	30,000	55,000
$1,000 < A \leq 2,000$	16,000	32,000	36,000	60,000
$2,000 < A \leq 5,000$	25,000	50,000	50,000	88,000
$5,000 < A \leq 10,000$	34,000	60,000	62,000	100,000
$10,000 < A \leq 20,000$	40,000	70,000	70,000	120,000
$20,000 < A \leq 50,000$	48,000	80,000	80,000	140,000
$50,000 < A$	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り

(単位m²) (非課税単位:円)

- ・割増手数料は、省エネ適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。
- ・省エネ適合性判定が必要な建築物で当社以外の機関が判定通知書を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とする。
- ・省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の対象床面積の区分は既存部分の床面積を除いた床面積とする。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ・一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低額の判定料金とする。

建築物省エネ法判定

床面積の合計	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 1,000\text{m}^2$	55,000	110,000	132,000	242,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	70,400	140,800	158,400	264,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	110,000	220,000	220,000	385,000
$5,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	149,600	264,000	275,000	457,600
$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	176,000	308,000	308,000	528,000
$20,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	211,200	352,000	352,000	616,000
$50,000\text{m}^2 < A$	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り
軽微(ルートC)	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%
計画変更	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%

(税込単位:円)

- ・ 計画変更および軽微変更の適合性判定手数料は、直前の判定を他機関で交付している場合は新築時の面積区分の額による。
- ・ 一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低額の判定料金とする。
- ・ 増改築の場合、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合は、既存部分の床面積を除いた床面積で算定する。ただし、デフォルト値1.2を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積で算定する。

※1 工場等・・・建築基準法等の用途が次のもの。

○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場
○倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設

※2 床面積・・・新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

※3 モデル建物法・・・採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※4 標準入力法等・・・各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法

適合証明業務(新築・一戸建て住宅)

融資種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35		27,500	15,400	17,600
フラット35S		38,500 ※1	19,800	22,000
竣工済特例	フラット35	27,500	—	33,000
	フラット35S	38,500	—	41,800
財形住宅融資		27,500	15,400	17,600

※1 フラット35Sの設計検査手数料に下記金額を加算する (税込単位:円)
 ・評価方法基準I-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)で、仕様規定の場合は13,200円、許容応力度計算の場合は19,800円の加算

適合証明業務(新築・共同建て)

区分		融資種別	設計検査	竣工現場検査	
				建設評価無し	建設評価有り
一般申請	分譲	フラット35・35S 財形住宅融資	19,800	110,000+(N×3,300)	5,500+(N×550)
	一括申請	分譲	フラット35・35S 財形住宅融資	55,000+(N×4,400)	110,000+(N×3,300)
	賃貸	各種別共通	22,000+(N×4,400)	16,500+(N×3,300)	

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(既存)

融資種別	一戸建ての住宅	共同建て
フラット35・35S	44,000	22,000+(N×22,000)
財形住宅融資	44,000	—

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(リフォーム)

融資種別	手数料
①:耐震改修工事	38,500
②:エネルギー消費性能向上工事 (グリーンリフォームローン)	38,500
③:高齢者居住環境改善工事(部分的バリアフリー工事)	33,000
④:高齢者居住環境改善工事(ヒートショック対策工事)	33,000
⑤:その他の融資対象リフォーム工事	16,500 加算

(税込単位:円)

フラット35 リノベ

融資種別		事前確認※1 (物件売買時)	適合証明 (リフォーム工事後)
【フラット35】 リノベ	下記以外	44,000	44,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)		55,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		66,000
リフォーム工事後に一括して 物件検査を実施する場合 (買取再販に限る)	下記以外	—	55,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)		66,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		77,000
上記のそれぞれに追加項目がある場合			別途見積り
共同建ての場合			別途見積り

※1 耐震評価基準の確認を要する場合、一戸建て等の場合22,000円加算。マンションの場合別途見積りとする。 (税込単位:円)
 (耐震評価:「建築確認日がS56.5.31以前」又は「表示登記の原因及びその日付がS58.3.31以前」の住宅(いわゆる旧耐震の住宅)の場合に必要な耐震評価)

設計住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	42,900
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	49,500
	$300\text{m}^2 < A$	99,000
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$55,000 + M \times 4,400$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$99,000 + M \times 4,400$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$165,000 + M \times 4,400$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$275,000 + M \times 4,400$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 4,400$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 4,400$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$440,000 + M \times 4,400$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$517,000 + M \times 4,400$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$627,000 + M \times 4,400$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$748,000 + M \times 4,400$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$847,000 + M \times 4,400$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 戸建て住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金を19,800円を加算した額とする。

※2 建築行為を伴わない既存住宅に係るものは別途見積りとなります。

設計住宅性能評価と長期使用構造等確認申請併願手数料・長期使用構造等確認申請手数料

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	46,200
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	52,800
	$300\text{m}^2 < A$	107,800
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$63,800 + M \times 4,400$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$107,800 + M \times 4,400$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$176,000 + M \times 4,400$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$297,000 + M \times 4,400$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$352,000 + M \times 4,400$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 4,400$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$462,000 + M \times 4,400$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$550,000 + M \times 4,400$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$660,000 + M \times 4,400$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$825,000 + M \times 4,400$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$935,000 + M \times 4,400$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 戸建て住宅で『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金を19,800円を加算した額とする。

※2 長期使用構造等確認の申請において、増築・改築の手数料について戸建住宅は49,500円とする。また、共同住宅等は別途見積りとする。

建設住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	90,200
	$100\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	103,400
	$300\text{m}^2 < A$	169,400
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	$99,000 + M \times 9,900$
	$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$176,000 + M \times 9,900$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$220,000 + M \times 9,900$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$275,000 + M \times 9,900$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 9,900$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$385,000 + M \times 9,900$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$451,000 + M \times 9,900$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$539,000 + M \times 9,900$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$649,000 + M \times 9,900$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$792,000 + M \times 9,900$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$1,034,000 + M \times 9,900$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 紛争処理負担金を含む金額とする

設計・建設住宅性能評価(選択項目)

選択項目	追加手数料(戸建)	追加手数料(共同住宅等)
火災時の安全に関すること	1,100	$M \times 1,100$
空気環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
光・視環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
音環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
高齢者等への配慮に関すること	1,100	$M \times 1,100$
防犯に関すること	1,100	$M \times 1,100$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 複数選択の場合は、追加の合計金額から20%減額する。

住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【戸建住宅】

■住宅性能証明書

省エネ (断熱等級5以上かつ 一次エネ等級6以上)	断熱性能等級5以上かつ一次エネ等級6以上 が確認できる証明書等あり※2		断熱性能等級5以上かつ一次エネ等級6以上 が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※7	35,200	22,000	64,900	51,700	16,500
住宅の増改築等	—	—	64,900	51,700	16,500

耐震性・免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物 が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物 が確認できる証明書等なし※3		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※8	35,200	22,000	64,900 許容応力度計算の場合は 上記に19,800円加算	51,700 許容応力度計算の場合は 上記に19,800円加算	16,500
住宅の増改築等	—	—	64,900	51,700	16,500

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上 が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上 が確認できる証明書等なし※4		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※9	22,000	15,400	51,700	45,100	16,500
住宅の増改築等	—	—	51,700	45,100	16,500

(税込単位:円)

■増改築等工事証明書(8号工事)

種別	省エネルギー性※13		耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		再検査※11
	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	単独※5	他検査同時※6	
住宅の増改築等(8号)	64,900	51,700	64,900	51,700	51,700	45,100	16,500

(税込単位:円)

■証明書再発行

1通あたり	1,100
-------	-------

(税込単位:円)

- ※1 手数料には住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を含んでいます。
- ※2 断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 共同住宅等の申請手数料は別途見積りとなります。
- ※14 増改築等工事証明書(1～7号工事)は別途見積りとなります。

建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価手数料

		一般料金		評価書等有り※1	
住宅	戸建住宅	38,500		8,800	
	共同住宅等※3	住戸のみ	基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数	左記料金の1/2
			戸数単価(b) 4,400		
	建物全体		基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
			全戸数単価(b) 4,400		
	共用部(c) 93,500				
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる			

(税込単位:円)

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級、及び一次エネ等級が確認できるものを指します。

※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

※4 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを発行する料金は上記に含まれません。

* 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物 とする。

* 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

建築物省エネ法関係(35条・41条)技術的審査手数料

		一般料金		評価書等有り※1	
住宅	戸建住宅	38,500		8,800	
	共同住宅等※3		基本料金(a) 93,500	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
			全戸数単価(b) 4,400		
			共用部(c) 93,500		
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる			

(税込単位:円)

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。

※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

* 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物 とする。

* 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

低炭素建築物技術的審査手数料

		一般料金		評価書等有り※1
住宅	戸建住宅	38,500		8,800
	共同住宅等※3	基本料金(a)	93,500	(a)+(b)×戸数+(c) 左記料金の1/2
		全戸数単価(b)	4,400	
		共用部(c)	93,500	
非住宅建築物		省エネ適判手数料に準ずる		

(税込単位:円)

※1 評価書等有りとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級5、及び一次エネ等級6以上が確認できるものを指します。

※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは一般料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

* 複合建築物とは、住宅部分・非住宅部分を有する建築物 とする。

* 複合建築物の手数料は、非住宅建築物の手数料に住宅の手数料を合算したものとする。

化学物質濃度測定(測定バッジ)

測定箇所 (同時期に測定できるもの)	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド・ トルエン・キシレン・ エチルベンゼン・ステレン
1か所	42,900	52,800
2か所以上	$(A-1) \times 22,000 + 42,900$	$(A-1) \times 26,400 + 52,800$

(税込単位:円)

※A:測定箇所数とする

※特急分析の場合は別途料金が必要となります。

建物状況調査業務の調査料金

		床面積	
		200㎡未満	200㎡以上
一戸建て住宅		55,000	77,000
共同住宅等	住戸型	55,000	77,000
	住棟型	別途見積り	別途見積り

(税込単位:円)

※1 コンクリートの圧縮強度を測定する場合は、5,500円加算する。

※2 鉄筋探査の測定をする場合は、5,500円加算する。

※3 設備配管等の調査を実施する場合は、5,500円加算する。

※4 調査実施日から1年以内に委任者から調査結果の再説明の依頼があった場合は、再説明料金として11,000円とする。

※5 調査実施後、再調査依頼があった場合は、上記表の料金とする。

※6 調査実施日から1年以内の調査報告書の再発行を求められた場合は、複写を再発行し、手数料を2,200円とする。

※7 建物状況調査業務の前に、事前に調査が必要な場合は、11,000円で事前調査を実施する。

※8 業務規程第4条第3項の業務時間外に建物状況調査業務を実施する場合は、11,000円加算する。

※9 特殊な事情があると認めた場合は、別途協議により算定する。

他検査と同時に行う場合の調査料金の減額

① 指定住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱う既存住宅売買瑕疵保険の検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。

② 住宅金融支援機構によるフラット35 利用のための、中古住宅の物件検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。

上記①検査及び②検査と同時に行うときは、調査料金を22,000円減額とする。

構造計算適合性判定手数料

床面積の合計	構造計算が右記以外の方法によって行われたもの	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの
$A < 1,000\text{m}^2$	200,000	130,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	250,000	140,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	300,000	180,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	400,000	220,000
$50,000\text{m}^2 < A$	700,000	380,000

(非課税単位:円)

※ 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

※ 当社が建築確認申請を引受けた建築物は、判定を行えません。

※ 当社と委託契約をしている判定員が代表者である設計事務所の関与した建築物について、その判定は行えません。

※ 任意の構造計算適合性判定の手数料は上表の金額に消費税が加算されます。

木造住宅耐震診断等評価業務

①木造住宅耐震診断評価	9,900
②木造住宅改修耐震診断評価	38,500
③木造住宅段階的改修耐震診断評価	38,500
④木造住宅改修耐震診断変更評価	16,500
⑤木造住宅段階的改修耐震診断変更評価	16,500
④評価証の再交付	1,100

(税込単位:円)

耐震評定業務手数料

I 基準手数料

通常の評定業務の手数料(以下「基準手数料」という。)は、下表による。この表に記載されていない
工作物、特定天井、特殊な構造の建築物等の手数料は、別途見積による。

延面積 (㎡)	評定の 種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		RC造, 壁式RC造で2次診断		RC造, 壁式RC造で 3次診断, S造, CB造 , SRC造, 体育館, 混構造(注2, 注3)	木造在来構法 (精密診断法2に よるもの) (注4)	構造図の復元 (追加金額, 木造 は追加金額不要) (注5)
		(低強度CON以外) (注1)	(低強度CON) (注1)			
		金額	金額	金額	金額	金額
A< 500	診断	165,000	165,000	231,000	264,000	49,500
	改修	165,000	231,000	231,000	264,000	16,500
	総合	264,000	319,000	374,000	418,000	52,800
500 ≤A< 1,000	診断	198,000	198,000	275,000	319,000	59,400
	改修	198,000	275,000	275,000	319,000	19,800
	総合	319,000	374,000	440,000	506,000	63,800
1,000 ≤A< 1,500	診断	231,000	231,000	319,000	374,000	69,300
	改修	231,000	319,000	319,000	374,000	23,100
	総合	374,000	440,000	506,000	594,000	73,700
1,500 ≤A< 2,000	診断	253,000	253,000	352,000	407,000	75,900
	改修	253,000	352,000	352,000	407,000	25,300
	総合	407,000	484,000	561,000	649,000	81,400
2,000 ≤A< 2,500	診断	275,000	275,000	385,000	440,000	82,500
	改修	275,000	385,000	385,000	440,000	27,500
	総合	440,000	528,000	616,000	704,000	88,000
2,500 ≤A< 3,000	診断	297,000	297,000	418,000	473,000	89,100
	改修	297,000	418,000	418,000	473,000	29,700
	総合	473,000	572,000	671,000	759,000	94,600
3,000 ≤A< 5,000	診断	330,000	330,000	462,000	528,000	99,000
	改修	330,000	462,000	462,000	528,000	33,000
	総合	528,000	638,000	737,000	847,000	105,600
5,000 ≤A< 10,000	診断	396,000	396,000	550,000	638,000	118,800
	改修	396,000	550,000	550,000	638,000	39,600
	総合	638,000	759,000	880,000	1,023,000	126,500
10,000 ≤A< 20,000	診断	440,000	440,000	616,000	704,000	132,000
	改修	440,000	616,000	616,000	704,000	44,000
	総合	704,000	847,000	990,000	1,122,000	140,800
20,000 ≤A< 50,000	診断	583,000	583,000	814,000	935,000	174,900
	改修	583,000	814,000	814,000	935,000	58,300
	総合	935,000	1,122,000	1,298,000	1,496,000	187,000

(注1)「低強度CON」とは、推定強度13.5N/mm²未満の階が、含まれているものをいう。

(注2)「RC造3次診断」とは、一部の階を3次診断で評価している場合を含む。なお、この場合は「低強度CON」
が含まれているものも、手数料は同額とする。

(注3)「混構造」には、一部分が混構造となっているものを含む。

(注4)「木造在来工法(精密診断法2によるもの)」とは、保有水平耐力計算によるものとする。

(注5)「構造図の復元」の評定は、耐震診断の評定に含めて実施する。(図面復元を独立した評定とするのでは
なく、手数料のみを追加する。なお、木造は、構造図復元のための手数料の追加は不要とする。)

(税込単位:円)

II 特殊な場合の手数料

- 1 評定委員会における審議が2回で結審しない場合は、1回ごとに当初の「基準手数料」の1/2を追加する。
- 2 設計変更等による再評定の場合は、基準手数料の半額とする。ただし、変更が大規模で、変更後の建築物
等が新規物件同様のものとみなされる場合は、基準評定手数料と同額とする。
- 3 評定書等の再発行手数料は、11,000円とする。

(税込単位:円)